

第2号様式（第3条、第9条関係）

年 月 日

市立公園内行為許可書

多摩市立公園条例施行規則第3条の規定により、
次のとおり公園内における行為を許可します。

多摩市長（指定管理者）

申請者	団体	
	氏名	様
	住所	
	電話	

使用日時	年 月 日 曜日（ : ）から 年 月 日 曜日（ : ）まで	使用者数 人
使用公園	公園・緑地	
行為概要	<input type="checkbox"/> 火気の使用 <input type="checkbox"/> 販売有り <input type="checkbox"/> 後援有り <input type="checkbox"/> 車両進入有り	
使用責任者氏名	住所	電話
※ 使用責任者が申請者と同じ場合は、記入不要です。		
添付資料	<input type="checkbox"/> あり（ ） : <input type="checkbox"/> なし	

※ 下欄には記入しないでください。

事務 処 理 欄	使用料 (利用料金)	<input type="checkbox"/> 有料 円 : <input type="checkbox"/> 免除 : <input type="checkbox"/> 減額 ()	許可No.
	<input type="checkbox"/> 申請どおり許可 <input type="checkbox"/> 条件を付して許可 <input type="checkbox"/> 不許可	()	貸出物品 <input type="checkbox"/> 鍵〔 〕 <input type="checkbox"/> 腕章〔 〕 <input type="checkbox"/> 通行許可証〔 〕

〔注意〕

- ・ ゴミはお持ち帰りください。
- ・ 路上駐車はできません。
- ・ その他使用状況が良好でない場合には、以後の使用をお断りすることがあります。
- ・ 記載内容に変更が生じたときは、直ちに御連絡ください。
- ・ 公園使用時にはこの許可書を携行し、求めに応じて提示できるようにしてください。
- ・ この許可書は公園の独占使用を認めるものではありません。一般の来園者に迷惑をかけないように気を付けてください。

(裏)

【行為の許可に関する教示】

- 1 行為の許可に関する決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 行為の許可に関する決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多摩市（指定管理者が行った決定にあつては指定管理者）を被告として（多摩市を被告とする訴訟において多摩市を代表する者は多摩市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【使用料の減免承認に関する教示】

- 1 使用料の減免承認に関する決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表する者は多摩市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。